資料６

沼津市消費者教育推進計画　令和７年度　消費者教育の取組方針（案）

【第２次沼津市消費者教育推進計画における本市の重点目標】

重点目標１　　推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発
重点目標２　　各主体への意識付け及び実践方法の普及
重点目標３　　高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化
重点目標４　　若年者に対する消費者教育の充実
重点目標５　　消費生活センターの拠点化

【取組方針】

令和７年度も、協議会の意見を伺いながら、下記のように重点目標の取組を進めていく。
また、消費生活相談員の増員により相談体制、消費者教育の強化を図る。

１　消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信…重点目標１，２，５

○第２次沼津市消費者教育推進計画に掲載されている各事業の推進と見直し
○各種媒体を活用した情報発信の継続
○消費生活センターＨＰの充実化（相談事例の紹介、既掲載データの整理等）

２　高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター、沼津市消費者協会等との連携強化…重点目標３

○地域包括支援センターとの情報共有や職員に対する出前講座の継続
○自治会や社会福祉協議会、沼津市消費者協会等と連携した出前講座の実施
○高齢者からの相談（訪問販売、訪問購入トラブル等）を基にした啓発チラシ等の作成
○啓発チラシ等を活用した、消費生活や消費者トラブルに関する情報発信の継続と関係各位への見守り依頼
○悪質電話対策機器購入者に対する補助金交付の継続
○消費者安全確保地域協議会の開催及び構成機関との連携強化

３　若年者に対する消費者教育の充実…重点目標４

○高校生以上の若年者に対する出前講座の強化（会場型とリモート型、希望に合わせて対応可能であることを周知）
○中学生向け出前講座の強化
○若年者からの相談（偽サイト購入、マルチ商法、通信販売トラブル等）を基にした啓発チラシ等の作成による情報発信
○市内学校に対する啓発資料等の配布や、啓発チラシ等を活用した消費生活センター事業周知の強化

４　消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知…重点目標５

○くらしのセミナーや出前講座等の強化
○消費生活展の開催方法、企画や運営を通じた消費生活センター周知の継続
○地域の見守り活動や啓発活動の推進を目的とした、消費生活サポーターに対する啓発チラシ等の送付
○消費生活サポーター養成講座の実施とサポーターの出前講座等への活用